

新潟県条例第45号

新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例

新潟県河川法施行条例（平成11年新潟県条例第65号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第5条関係)				別表第1 (第5条関係)			
種類	細目	単位	料金	種類	細目	単位	料金
(略)				(略)			
3 土石採取料	(1) 土石採取料 ア 石 (ア) 長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの (イ) 長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの (ウ) 長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの (エ) 長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの (オ) 長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの (カ) 長径120センチメートル以上のもの	1立方メートル 1個 〃 〃 〃 〃 〃 〃	200円 75円 150円 4,500円 9,015円 <u>9,015円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに901円を加算した額</u>	3 土石採取料 ア 石 (ア) 長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの (イ) 長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの (ウ) 長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの (エ) 長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの (オ) 長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの (カ) 長径120センチメートル以上のもの	1立方メートル 1トール 1個 〃 〃 〃 〃	175円 65円 130円 3,940円 7,895円 <u>7,895円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに789円を加算した額</u>	195円
イ 砂利	1立		220円	イ 砂利	1立		

		方メ ート ル			方メ ート ル	
ウ　かき込み砂 利	〃		<u>200円</u>	ウ　かき込み砂 利	〃	<u>175円</u>
エ　土砂	〃		<u>170円</u>	エ　土砂	〃	<u>150円</u>
才　(略)	(略)	(略)	(略)	才　(略)	(略)	(略)
(2)　(略)				(2)　(略)		
備考　(略)				備考　(略)		

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後における流水の占用等に係る流水占用料等について適用し、同日前における流水の占用等に係る流水占用料等については、なお従前の例による。